

国際開発援助機関と借入者のコンサルタント 雇用制度の比較研究

学籍番号：47-76884 氏名：渡邊大二朗 専攻名：国際協力学専攻
2009年3月修了 指導教員：國島正彦教授

キーワード：入札制度、評価制度、契約約款、円借款、開発コンサルタント、施工監理

1 研究の背景

一般に、国際建設プロジェクトは、施工の段階においては、発注者、工事の受注者、またその管理、監修を行うエンジニアによる三者から構成される関係者により執行される。発注者と工事受注者の二者に限定される日本国内の工事と異なり、これらにエンジニアを加えた三者で、設計や契約の変更など、不完備性の高い国際建設プロジェクトの様々な事態に対処することになる。(図1. 参照)

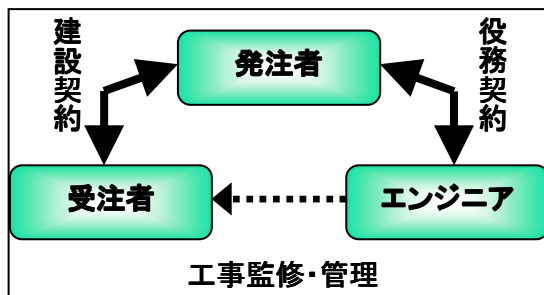


図 1. FIDIC 約款における三者構造¹

この三者構造は、一般には発注者と工事受注者の間の建設契約に規定されており、この契約はエンジニアの立場が中立的であることを前提として、数量精算の制度や、予見不可能な物理的障害への対処などの工事の遂行に関する事項が定められている。しかし、この三者構造が実際のプロジェクトにおいては機能しないケースが存在するという指摘がなされ、そういった認識が援助機関や建

設業者、コンサルタントの間である程度共有され、対策が検討されつつある。

一方で、発注者が契約に謳われる三者構造の概念を理解しない、または理解しても認めない場合には、三者構造の機能の確保は大変に難しいと思われる。特に、国際開発援助において対象となる途上国では、欧米に端を発する FIDIC 約款の概念、さらにはその前提となる契約の概念が発注者に浸透していることは必ずしも期待できない²。

国際開発援助機関が融資するプロジェクトにおいて、融資する国際開発援助機関もそのプロジェクトの成功に関して一定の責任を負っていることは、その機関の帯びている公共性からすれば疑う余地のない事実である。三者関係の機能不全がプロジェクトの遅延や費用の増大を招くため、国際開発援助機関は、自身が融資する国際建設プロジェクトにおいて、三者関係が機能するためある程度の関与をすることが求められると思われ、また実際に、その積極的な関与を望むコンサルタントや建設業者の声も多い³。

2 研究の目的

本研究は、国際建設プロジェクトにおいて

¹ FIDIC Red Book (1987) から筆者が作成。

² 社団法人海外建設協会「海外建設工事の契約管理 第1部 契約管理の基礎知識」2000年

³ 社団法人海外建設協会「海外建設工事の契約管理 第3部 別冊クレーム事例アンケート調査結果」2001年

施工監理を行うエンジニアの選定やその業務に対する、国際開発援助機関による制度上の関与のあり方を明らかにし、三者構造を機能させるための方策（手段）への示唆を得ることを目的とした。

これまでの三者構造への議論は、発注者（The Employer）と工事受注者（The Contractor）の間の建設契約に関して為されてきた。しかし、三者構造の要であるエンジニアの、発注者による雇用方法も、エンジニアの報酬を規定するという意味で、三者の関係、特に発注者とエンジニアの関係に影響を与えられると思われる。施工監理業務中のみならず、エンジニアの雇用に関しても国際開発援助機関の関与のあり方を調査することで、有効な示唆が得られる可能性があると思われる。

3. 研究の方法

本研究は、国際建設プロジェクトにおいて施工監理を行うエンジニアの選定やその業務に対する、国際開発援助機関による制度上の関与のあり方を明らかにし、三者構造を機能させるための方策に関して考察する。

まず、建設契約におけるエンジニアの位置づけと、それに関する議論・批判を既存の研究や文献から調査した。

次に、エンジニアの調達制度、すなわちコンサルタント雇用に関する入札・契約制度について文献調査、調達担当者へのヒアリング調査により明らかにした。国際開発援助機関がガイドライン等により借入者に規定するコンサルタント雇用制度を比較する。分析対象として、世界銀行、アジア開発銀行、旧国際協力銀行の制度を対象とした。

各機関のコンサルタント雇用制度の調査結果と比較、さらには建設契約との関連から考察することで、三者構造を機能させるため

の方策（手段）への示唆を得た。

4. 結論

表2. コンサルタント雇用制度比較一覧表

		世界銀行	アジア開発銀行	旧JBIC
広告とショートリストの作成	入札参加企業数	6社	6社	3社～5社
	地理的分布	地理的に広域な分布 一國から二社 途上国より一社	地理的に広域な分布 一國から二社 途上国より一社	特になし
	利害抵触	原則禁止	原則禁止	禁止せず
交渉順位決定方法	入札方法	QCBS	QCBS	QBS
	合算比率	8対2	8対2	-
技術評価	評価項目	企業の経験・能力(0-10) 受注履歴・業務経歴 類似業務の経験 対象国の業務経験 業務の実施方法(20-50) 主力要員の資質(30-60) 一般的資格 類似プロジェクトの経験 潜在国の経験	企業の経験・能力(10-20) 受注履歴・業務経歴 類似業務の経験 対象国の業務経験 業務の実施方法(20-40) 主力要員の資質(70) 一般的資格 類似プロジェクトの経験 潜在国の経験	企業の経験・能力(5-20) 受注履歴・業務経歴 類似業務の経験 対象国の業務経験 業務の実施方法(20-50) 主力要員の資質(30-60) 一般的資格 類似プロジェクトの経験 潜在国の経験
	要員評価項目	a. 一般的資格 (20～30%) b. 委託業務に関する適性 (50～60%) c. 地域における経験 (10～20%)	a. 一般的資格 (10～25%) b. 委託業務に関する適性 (60～70%) c. 地域における経験 (10～15%)	a. 一般的資格 (20～30%) b. 委託業務に関する適性 (50～60%) c. 地域における経験 (10～20%)
	技術の担保	技術評価の最低点	技術評価の最低点	技術評価のみによる選考
財務評価	評価方法	最低入札価格に反比例	最低入札価格に反比例	なし
交渉	交渉内容	TOR、実施方法、雇用スケジュール、コスト項目数など。	TOR、実施方法、雇用スケジュール、コスト項目数など。	価格、TOR、実施方法雇用スケジュールなど。
支払い・精算	支払い間隔	月払い	月払い	月払い
	契約方式	時間給請負契約	時間給請負契約	時間給請負契約
業務評定	評定の有無	無し	有り	無し

本研究の範囲内では、以下のことが言えると思われる。

1. 世銀、ADB、旧 JBIC のコンサルタント雇用制度には 4 つの違いが存在するとと思われる。

- 入札に参加するコンサルタント企業選定基準の違い
- 入札における交渉順位の決定方法の違い
- コンサルタント業務自体に対する業務評定とそのフィードバックの有無
- 施工管理業務と設計の利害抵触

2. アジア開発銀行で行われているコンサルタント業務評定は、その評価方式が三者構造の機能の確保に資する可能性があるといえる。

以上